

国民健康保険税の税率などが変わりました

大洗町では、国民健康保険（国保）の診療などの給付費が年々増加していく中、これまで国民健康保険税の大幅な値上げをしてきませんでした。

国保の運営に不足する財源は、基金などを活用して補てんしながら運営してきましたが、その基金はすでに底をついている状況です。

国保被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、令和6年度は県からの借入れなどで補てんし、それでも不足する部分については、令和7年度以降の国保税率を改正し財源確保することで、今後も安定した運営を続けてまいります。

つきましては、以下のとおり税率が改正されましたので、国保加入の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

広報おおあらい令和6年6、7月号「国保のおしらせ」では、国保の取組みと財政状況について詳しく掲載しています。合わせてご覧ください。

令和7年度からの税率の改正

国保税（年額）が下表のように改正されました。なお、所得割は前年中の所得額から計算します。

	○所得割			□均等割（1人あたり）		
	改正前	改正後	比較	改正前	改正後	比較
医療保険分	5.3%	5.8%	0.5%増	31,000円	37,000円	6,000円増
後期支援分	2.8%	2.6%	0.2%減	15,000円	16,000円	1,000円増
介護分	1.4%	2.1%	0.7%増	11,200円	17,000円	5,800円増
合計	9.5%	10.5%	1.0%増	57,200円	70,000円	12,800円増

世帯の国保税額（年額）は、○所得割と□均等割を足した額です

○所得割の内訳 世帯の所得に応じて計算

- 医療保険分
(医療費支払いに使用する財源)
- 後期支援分
(後期高齢者医療制度を支える財源)
- 介護分
(介護保険制度を支える財源)

+

□均等割の内訳 世帯の加入人数に応じて計算

- 医療保険分
(医療費支払いに使用する財源)
- 後期支援分
(後期高齢者医療制度を支える財源)
- 介護分
(介護保険制度を支える財源)

※「介護分」は40歳から65歳未満の方が課税対象です

具体的に
どう変わりますか？

今までの国保税額から平均15%増額になります。
なお、所得や人数に応じて約12%～22%まで、上昇率には幅があります。

例えば、

1人世帯で所得が100万円の方
改正前 年額 111,200円 → 改正後 129,600円 (18,400円増)

1人世帯で所得が500万円の方
改正前 年額 491,200円 → 改正後 549,600円 (58,400円増)
となります